

# 甲良町人権施策推進基本計画（概要版）

## 計画の概要

### ●計画の背景と策定の趣旨

人権とは、一人ひとりが生存と自由を確保し、幸せを追求する権利です。この権利は、すべての人が平等に有するものです。人権が尊重される豊かな社会とは、すべての人が平等で個人として尊重され、一人ひとりの多様性が認められる社会であり、誰もが個性や能力を発揮し、いきいきとした輝きを放つものです。

本町では、平成6年（1994年）12月に「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定し、水と緑のすばらしい環境の中、感性豊かな人情味あふれた「人権尊重のまちづくり」を町民等総参加のもとで築くことを示し、いかなる差別も許さない明るい社会の実現をめざしてきました。また、平成13年（2001年）4月には「人権教育のための甲良町行動計画」、平成22年（2010年）には「甲良町人権施策基本方針」を策定しました。令和3年（2021年）3月には「第4次甲良町総合計画」を策定し、人権尊重のまちづくりに取り組んできました。

一方、国では、平成12年（2000年）に「人権教育・啓発推進法」、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにしました。さらに、平成28年（2016年）には、人権三法「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」を策定するなど、人権に関する法整備が進められてきました。また、社会情勢の移り変わりにより、既存の人権問題の変化や、新たな人権問題が発生しており、従来の取り組みでは対応できない状況となりつつあります。

これらの現状を踏まえ、時代に合った人権施策を推進するために、「甲良町人権施策推進基本計画」を策定しました。

### ●計画期間と位置づけ

本計画は、「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」第1条及び「甲良町人権施策基本方針」にうたわれている内容に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた本町の考え方や各分野の現状と課題、それらに対する施策の方向性を明らかにするものとします。

また、住民主体、人権尊重のまちづくりのために制定された甲良町まちづくり条例を踏まえて策定された「甲良町総合計画」や本町における他の計画などとの整合を図り、町の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。また、国の人権施策や「滋賀県人権施策推進計画」との整合を図るものとします。

計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。



# 計画の基本理念・人権施策の推進

## ●人権施策におけるまちづくりへの基本姿勢

「第4次甲良町総合計画」では、まちづくりの基本的な姿勢として、町政のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かし、多様なライフスタイルや考え方、文化の尊重、互いに支え合う共生社会を進めるとともに、SDGsに定められている“誰一人取り残さない”という考え方を取り入れ、貧困や障害、不公平・不公正といった社会課題や郷土愛の醸成に取り組む「**人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める**」を掲げています。

## ～人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める～

## ●基本理念

1. 人権意識の確立

2. 行政施策全体への人権尊重の視点の導入

3. 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり

4. 町民等と協働した人権文化のまちづくり

### (1) 人権意識の確立

人権は私たちみんなの基本的な権利であり、平等に適用され、一人ひとりの個人を尊重し、その個性を伸ばすことを保障するものです。しかし、人権意識の確立は国や自治体から与えられるものではなく、人々の絶え間ない努力によって実現可能となることを忘れてはいけません。

このことから、人権が尊重される社会の実現に向けて、町民等が行動を起こすことができるよう、人権意識の確立を進めます。

### (2) 行政施策全体への人権尊重の視点の導入

人権問題の解決に向けた取り組みは、これまで町行政のそれぞれの分野で行っていましたが、今後もあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが大切です。

町が町民等一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす政策を実施することは、町全体の可能性を拡大し、町民等すべてに効果をもたらすといえます。

### (3) 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり

国際化の進展に伴い、国内に暮らす外国人は増加し、日常生活の中で外国人と接する機会も多くなっています。また、少子高齢化や情報化、家族形態も含めた社会の変化により、人々の考え方も多様化する社会となっています。

いろいろな人たちがともに生き、尊重されるまちづくりを進めるためには、町民等の中で多様性が承認され、それに基づいたダイバーシティ社会が実現し、その中で町民等が共生していくことが大切です。

### (4) 町民等と協働した人権文化のまちづくり

人権の確立は、行政だけが担うものではなく、また担えるものでもありません。町民等が自ら行動し、町民等の意見が反映できる政策のもとで、人権文化のまちづくりを進められるよう政策を推進します。

また、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が私たち一人ひとりにあるという意味からも、町民等、企業、各種団体、NPO等による自主的、主体的な活動は不可欠であり、連携、協力を図ります。

## ●人権学習・啓発の推進

### (1) 人権学習・啓発の基本的な考え方

人権学習の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な差別をなくすことです。そのためには、私たち一人ひとりが互いの人格を認め、敬愛し、暮らしの中に人権尊重の精神を確立し、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推し進めていく必要があります。

ICT社会が加速度的に進展する中、インターネットによる人権侵害や虐待、いじめ、民族差別を扇動する「ヘイトスピーチ」の広がりや、偏見や憎悪が元で引き起こされる嫌がらせや身体的な暴力を伴う「ヘイトクライム（憎悪犯罪）」など、人権に関わる新たな問題が生じています。

令和2年度（2020年度）に「第4次甲良町総合計画」が策定されたのを機に、「人権はまちづくりの原点」であることを再認識しなければなりません。そのため、今後も引き続き就学前教育、学校教育、社会教育などすべての場において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取り組みを進めていきます。また、あらゆる人権に配慮した行動に努めるよう、教育・啓発に取り組めます。

### (2) 重点施策

人権尊重の社会づくりを推進している中であっても、人権や生命を軽視する動きは、多様化・高度化する情報化社会において依然として存在しています。

そのような中、平成28年（2016年）には、人権に関わる法律として「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法が施行され、いずれの法律も差別は許されないものであることが明確に示され、さらなる啓発・情報の提供に注力していくことが求められています。

主要な人権学習・啓発を行う重点施策として、「就学前教育・家庭教育」「学校教育」「社会教育」の3つと地域総合センターを中心とした「地区教育」を行います。



## ① 就学前教育・家庭教育

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとしてきわめて重要な時期ですが、人権・同和問題について正しい理解と認識を形成する意味から、乳幼児期の豊かな情操を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富み、互いの人格を尊重し合い、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう努めます。

家庭支援の施策推進についても、子育て支援センターや関係機関と密接な連携をとりつつ、地域における子育てニーズを把握し、地域の子育て力の向上のための条件整備や具体的な取り組みの検討・推進に努めます。

## ② 学校教育

小・中学校から高等学校に至る期間は、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、心豊かな人間に成長する上で重要な時期となります。

しかし、社会環境の急激な変化や価値観の多様化に伴い、多くの児童生徒にとって自己の可能性を信じ、将来に対して希望を抱くことが難しい時代となっています。人権学習の実践を通して人権意識を深め、さまざまな差別や偏見等の払拭に向けた学習の推進に努めます。

●推進体制の充実 ●人権学習の具体的な展開 ●関係機関の連携強化

施策

## ③ 社会教育

町民等一人ひとりが、生涯学習の観点から各種の学習機会を通して人権問題を正しく理解・認識し、自らの生き方に関わる重大な社会問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活の中で具現化することが求められています。

このことから、生涯を通じて生きがいを持ち、人間性豊かな人生を過ごすことができるよう、学習機会の充実や体制の整備に努め、環境問題や人権問題、高齢化・国際化社会への対応とともに、多様化・高度化する町民等の学習要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習機会の充実を図ります。

●学習環境づくり ●人権学習の総合的な推進

施策

## ④ 地区教育

地区の教育・生活水準の向上をめざす上で、中心となる地域総合センターの教育機能の充実を図り、保護者との話し合いを密にし、学校と家庭との連携をさらに深めるため、家庭教育の啓発に努めます。

## (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

### ① 町民等に対する啓発

人権啓発にあたっては、命は尊く大切なものであること、自己がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であるということ、他者との共生・共感が大切であること、そして、コミュニケーション能力等の人権に関わるスキル（技能）を身につけることの大切さについて啓発します。

さらに、差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについても啓発します。

また、憲法をはじめとする人権に関わる国内法令や国際条約、人権条例、人権施策基本方針などの人権に関する基本的な事項の周知を図るとともに、町民等が各分野における人権に関する知識を習得し、認識が深まるよう努めます。

施策

●学習場面・啓発機会の拡充 ●内容・手法の工夫 ●関係機関・団体との連携

## ② 事業者に対する啓発

事業者（企業等）は、社会を構成する一員であり、社会的責任が強く求められています。特に、採用や職場環境の面で、人権尊重の視点に立った取り組みの重要性がますます高まっています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にす企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう啓発を行います。

施策

●人権が尊重される職場づくりの推進

## ③ 人権に関わりの深い職業従事者に対する啓発

●町職員 ●教職員・社会教育関係者 ●医療関係者 ●福祉関係者 ●消防関係者

## ●相談・支援体制の充実

### （１）相談機能の充実

人権に関する相談は、相談者自身が問題の所在を明らかにし、問題解決に向け主体的な行動がとれるよう支援することが大切です。また、個人のプライベートな問題を取り扱うことから、相談に対応する職員は、個人情報保護に対する重要性の認識を一層高めることが求められます。

したがって、研修機会を通じて職員の資質向上に努めるとともに、個人情報の保護・管理を徹底します。

### （２）相談機関との連携

人権に関する相談の中には、さまざまな要因が複雑に絡み合った内容のものもあります。個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなぐことができるよう、国・県及び関係機関をはじめとする、各相談機関との連携強化に努めます。

### （３）相談窓口の周知

相談窓口の設置だけでなく、支援を必要としている人が相談窓口を認知していることが大切です。今後は、安心して相談することができる体制づくりに努めるとともに、さまざまな機会を通じて、相談窓口のさらなる周知を図ります。





# 重要課題に対する施策の推進

## 1. 同和問題

### 現状と課題

本町においては、特別措置法に基づき、生活環境の改善をはじめ就労対策や教育・啓発などの事業を、総合的に実施してきました。その結果、環境改善を中心とする事業については相当の成果をおさめてきましたが、教育や就労などの分野では、まだ課題が残っています。

### 施策の方向性

- ①同和問題についての正しい理解と認識
- ②地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

## 2. 女性の人権問題

### 現状と課題

人々の意識や行動、社会的な慣行などの中には、いまだ女性に対する差別的な対応や、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在しており、性別による不平等もぬぐっていません。特に、就労保障や就業先における公正公平な昇格、昇給など、女性の特性と能力が発揮できる環境づくりが課題です。

### 施策の方向性

- ①女性の人権についての正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進
- ②政策・方針決定の場への女性の参画促進
- ③県との連携強化

## 3. 子どもの人権問題

### 現状と課題

子どもへのいじめや、虐待などの事件がしばしばマスコミに取り上げられており、大きな社会問題となっています。そのことは人に対する思いやりやいたわり、相手の立場に立って考える人権意識の弱さが背景にあると考えられます。さまざまな原因で起こる不登校、あるいは、反社会的・非社会的な行動を示す児童生徒の増加といった問題も起こっています。

### 施策の方向性

- ①子育て・家庭支援と児童虐待の防止
- ②健やかで豊かな心を培う人づくり教育の推進

## 4. 高齢者の人権問題

### 現状と課題

「令和3年版高齢社会白書」によると、今後日本の高齢化は急速に進展し、高齢化率は令和18年（2036年）には33.3%、令和47年（2065年）には38.4%に達するなど、超高齢社会の進行に加え、認知症高齢者の増加も予測されています。このように一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加することで、高齢者の尊厳や権利を守ることがさらに重要になるとみられています。

### 施策の方向性

- ①地域における高齢者福祉の推進
- ②高齢者虐待の防止と権利擁護
- ③高齢者の自立や社会参加の促進

## 5. 障害のある人の人権問題

### 現状と課題

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）や心身の機能等に障害があり、障害や社会の中のバリア（障壁）によって社会生活に制限を受ける状態にある人をいいます。制度改革や施策の充実は進められてきましたが、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、周囲の理解はいまだ十分といえない状況にあります。

### 施策の方向性

- ①障害に対する地域理解と協力の促進
- ②自立と社会参加を促進する支援体制づくり
- ③障害のある人の権利擁護

## 6. 外国人の人権問題

### 現状と課題

外国人に対する偏見が今なお存在する今日、外国人の人権を尊重する取り組みを積極的に進めなくてはなりません。外国人と日本人が互いの違いを認め、尊重し合いながらともに生活する多文化共生の社会づくりを推進する必要があります。そのため、日常生活に必要な情報を外国語で提供できる体制や、日本語教育の支援、交流や地域活動に参加できる体制を整える必要があります。

### 施策の方向性

- ①安心して暮らせる生活支援
- ②活力ある多文化共生の地域づくり

## 7. 医療における人権問題

### 現状と課題

医療技術の進歩や生活水準の向上などにより、人々の健康への意識や価値観も変化しています。患者が医療行為の内容について医師から十分な説明を受けることと、その説明に基づく同意が患者の人権尊重の観点から重要であるため、医療機関には深い人権理解と患者の人権を尊重した対応が求められています。

### 施策の方向性

- ①安全、安心な医療福祉サービスの提供
- ②患者・感染者に対する正しい知識の普及・啓発

## 8. 犯罪被害者等の人権問題

### 現状と課題

犯罪被害者及びその家族または遺族は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮等といった、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

### 施策の方向性

- ①平穏な日常生活への復帰の支援
- ②犯罪被害者等を支える社会づくり

## 9. セクシュアルマイノリティの人権問題

### 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない性同一性障害者や、性的指向に関して同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者などはセクシュアルマイノリティ（性的少数者）といわれます。こうした人々に対する社会の関心と理解を深め、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。

### 施策の方向性

- ①セクシュアルマイノリティについての教育・啓発活動の推進
- ②セクシュアルマイノリティに関する相談体制の充実

## 10. インターネットにおける人権問題

### 現状と課題

パソコンやスマートフォンの普及した現在では、インターネットを利用して世界的な情報を即時に得られるようになりました。しかしその反面、個人情報をめぐるのは、情報管理上の不備などから個人情報の流出が問題になったり、インターネット上で特定個人を誹謗中傷する名誉毀損問題や私生活を暴露するプライバシー侵害問題が生じたりしています。

### 施策の方向性

- ①インターネットの正しい利用マナーの普及
- ②個人情報の保護に関わる取り組みの推進

## 11. その他の人権問題

- 災害時の人権問題
- ホームレスの人権問題
- 刑を終えて出所した人とその家族の人権問題
- 北朝鮮当局による人権侵害問題
- アイヌの人々の人権問題
- 人身取引（トラフィッキング）問題



### 甲良町人権施策推進基本計画（概要版）

発行年月：令和4年3月

発行：甲良町

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

TEL：0749-38-5063 FAX：0749-38-5072

編集：甲良町 住民人権課